

国民年金保険料には免除制度があります

☎ 国保年金課国民年金係 (☎内線2290、2291)

国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平成19年度月額1万4100円)の納付をしていただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由で、申請により保険料の納付が免除される申請免除という制度があります。

□保険料の免除制度について

全額免除制度	保険料の全額が免除
4分の1納付制度	保険料の4分の1を納付(残り4分の3が免除)
2分の1納付制度	保険料の2分の1を納付(残り2分の1が免除)
4分の3納付制度	保険料の4分の3を納付(残り4分の1が免除)

□一部納付するときの月々の保険料額

一部納付	保険料額
4分の1納付	3530円
2分の1納付	7050円
4分の3納付	1万580円

□これらの制度をご利用いただくときは、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ下の表に示す基準額以下であることが条件です。

扶養人数	免除の種類	全額免除	一部納付		
			1/4納付	1/2納付	3/4納付
扶養なし		57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養		92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養		127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養		162万円	192万円	232万円	272万円



注) 一部納付の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額等により変わります。

注) 一部納付制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかったときは、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。また、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、年金を受け取れなくなることがあります。

●国民年金(基礎年金)の給付の3分の1(将来は2分の1)は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

●免除または猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

～保険料の若年者納付猶予制度について～

保険料免除は、申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居しているときには認められませんが、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が全額免除の範囲以内であれば、保険料の納付を先延ばし(10年間)することができます。猶予承認期間に初診があったときには、障害年金の対象にもなります。20歳代の方は申請することができます。申請時期、承認期間は免除制度と同じです。



～免除・若年者納付猶予を申請するには～

7月から平成20年6月分の申請は
8月31日までに申請してください。

★17年度以降に「継続申請」を希望し、その所得が承認基準以内のために全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要がありません。離職票等を添付し、退職を理由として承認された方は、更新のため再度申請をする必要があります。

- 申請には年金手帳とはんこをお持ちください。所得の申告をされていないときは、申告をしてから申請してください。他市町村で所得の申告をされた方は、19年度住民税課税証明書が必要になります。
- 失業などの理由で申請するときには、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写しが必要です。
- 保険料の免除申請については随時年金係で受け付けていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなることがあります。